

行橋市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年7月22日

行橋市長 工藤政宏

行橋市規則第40号

行橋市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行橋市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和60年行橋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号の表を次のように改める。

研修期間	日額旅費（1日につき）
1日	1,320円
1泊2日	2,200円
2泊3日	2,490円
3泊4日	2,640円

附 則

この規則は、令和8年8月16日から施行する。